



＼ 農家民宿 始めてみませんか？ ／

新規開業セミナー

開催のお知らせ

参加
無料

栃木県では、農山村の魅力や資源を活かした「農泊」を進めています。

このセミナーでは、「農泊」の拠点である農家民宿の開業に必要な知識（関係法令、運営手法など）や、実際に取り組んでいる方の体験談を紹介します。

農業者以外の方も取り組むことができますので、農家民宿に興味のある方、人との交流が好きな方など、多くの御参加をお待ちしています。

第
1
回

6月24日（火）

13:30～15:30

県南会場（下都賀庁舎 第2福利厚生棟2階会議室
：栃木市神田町6-6）

第
2
回

7月10日（木）

13:30～15:30

県央会場（とちぎアグリプラザ 研修室A・B
：宇都宮市一の沢2-2-13）

第
3
回

11月6日（木）

10:00～12:00 ※午後に現地視察

県北会場（那須庁舎 501会議室
：大田原市本町2-2828-4）

セミナー内容

- ・開業に必要な手続、運営のポイントなどの講義
- ・農家民宿経営者の事例発表
- ・交流タイム

備考

- ・お住まいの地域にかかわらず、ご都合のよい日時、会場にご参加ください。
- ・**県北会場**では、午後に農家民宿の視察を行います。
- ※他の会場に参加された方も参加できます。

お申し込み
方法

各回の1週間前までに、会場名、氏名、市町名、連絡先（電話番号・メールアドレス）、職業を以下のいずれかの方法でお伝えください。

・電話：028-616-8740
・FAX：028-648-9517

・Mail：6jika@tochigi-agri.or.jp
・2次元コードからの申し込み



主催

栃木県、とちぎ地域資源活用・地域連携サポートセンター

〔（公財）栃木県農業振興公社〕

お問い合わせ

電話028-616-8740 Mail：6jika@tochigi-agri.or.jp

農家民宿ってなに？

農家民宿とは人を泊めるだけの単なる民宿ではなく、「宿泊」と「農林漁業に関する体験」をセットで提供する施設を言います。

農林漁業体験を提供できれば、農業者でなくても農家民宿を開業することができます。また、農林漁業体験の提供を農家民宿を営む者自らではなく、他に委託することもできます。



開業には許可がいるの？

農家民宿を開業するためには、旅館業法の許可が必要です。最近「民泊」という制度もできましたが、こちらは住宅宿泊事業法の届出が必要で、人を自宅等に泊めて宿泊料を徴収するためには、これらの法律に基づく手続きを行わなければなりません。

改修するのにお金がかかりそう…

空いている部屋に親戚の人を泊めることをイメージしてください。農家民宿に宿泊しようとする人は、豪華な部屋は期待していません。古くても清潔で快適な空間が用意できれば十分です。



農家に泊まりに来る人なんているの？

大田原グリーン・ツーリズム協議会には180戸以上の農家民宿があり、インバウンドを含め年間1万人以上が宿泊しています。

農家民宿開業者の声

人とのふれあいが楽しい。

農産物の出荷の他に、
副収入が得られる。

自分の住んでいるところに誇りを
持つようになった。

当たり前と思っていた田舎の風景、
田んぼの風景に感動してもらえる。

こちらが楽しんでやれば、
相手も楽しんでくれる。



必要最小限の改修で開業でき、
空いている部屋が有効に使える。

自炊できる設備があれば、素泊まり
のお客さんは自分でやってくれる。

普段の手料理でも喜んでもらえる。

農家に泊まって、一緒に草取り、落ち葉掃
き、納屋の掃除などの作業をしたり食事を
するだけでも貴重な体験のようだ。